

一宮市水道事業等工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による請負工事（以下「工事」という。）の監督に関し必要な事項を定めるものとする。なお、本要領に記載のない事項については、愛知県建設局編集の「土木工事標準仕様書」、「土木工事現場必携」及び農林基盤局編集の「工事標準仕様書」並びに一般社団法人公共建築協会編集の「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」を準用するものとする。

(定義)

第2条 この要領において「監督」とは、工事の施工状況を把握し、法令、規則、契約書、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他関係書類に基づき、工程の進め方、材料の使い方等について監視及び督励をすることをいう。

(監督員の体制)

第3条 監督員の体制は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたい場合は、工事担当課長が必要と認める体制によるものとする。

(1)一宮市水道事業等工事検査要領（以下「検査要領」という。）第3条第1号で規定する重要工事（以下「重要工事」という。）にあつては、専任監督員及び主任監督員を置くものとする。

(2)前号以外の工事にあつては、専任監督員を置くものとする。

2 工事担当課長は、工事が施工される時、各工事ごとに次の各号に定める基準により監督員を指名するものとする。ただし、この基準によりがたい場合は、工事担当課長が適任と認める職員を指名することができる。

(1)専任監督員 課長補佐相当職以下の技術職員

(2)主任監督員 課長補佐相当職以上の技術職員

3 工事担当課長は、請負者に対して監督員指定通知書（様式第1号）により監督員の職氏名を通知するものとする。

(監督員の職務の分担)

第4条 監督員の職務の分担は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

(1)専任監督員

ア 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議

イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

エ 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整

オ 上記アからエに関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事
の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告

カ 工事検査に必要な工事関係書類の整備

キ 主任監督員を置かない工事においては、次号以下に定める職務

(2)主任監督員

ア 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認
められる事項の工事担当課長への報告

イ 専任監督員の指導及び監督業務のとりまとめ

(監督員の心得)

第5条 監督員は、職務の執行に関し次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 工事目的物の概要、建設目的等を十分理解認識し、工事がその目的に添うよう努力すると。

(2) 請負者その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で現場に臨むこと。

(3) 工事が完全に施工されるように、常に工事現場の状況を把握しておくこと。

(4) 地元住民との関係に留意し、紛争等の起こらないように十分配慮すること。

(5) 工事中に、公衆に及ぼす災害及び工事関係者の受ける災害を未然に防止するための安全策
に万全を期するよう、請負者の指導に努めること。

(6) 前号の安全対策については、末端の作業員まで周知徹底させるよう、請負者を指導するこ
と。

(監督の実施)

第6条 監督員は、「施工プロセス」チェックリスト等に留意の上、監督を実施するものとする。

2 監督員は、請負者に対する指示、承諾、協議等を、仕様書に定める工事打合簿（県施工関係
様式）、または監督指示票（様式第3号）により行うものとする。

3 監督員は「施工プロセス」チェックリストに監督の実施状況を記録し、整備しておくもの
とする。

(工事管理)

第7条 監督員は、実施工程表に基づき、工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると
認めるときは、請負者に厳重に注意するとともに、その旨を工事担当課長に報告しなければ
ならない。

2 監督員は、天災その他の事故によって工事の進行を妨げられたときは、速やかに工事担当課
長に報告するとともに、請負者に対し、必要な指示を与えなければならない。

(改造命令)

第8条 監督員は、工事の施工が仕様書、設計図書に適合しないと認められるときは、請負者
に改造を命じ、完全な工事を実施させなければならない。

(設計変更の協議)

第9条 監督員は、水道事業等管理者が別に定める一宮市公共工事請負契約約款（以下「契約
約款」という。）第19条又は第20条の規定により設計図書を変更することとなる工事の変

更が生じた場合は、その内容を設計変更協議書（様式第2号）に整理し、請負者と協議しなければならない。

（工事の立会い又は確認）

第10条 監督員は、次の各号に定める工事を施工する場合は、必ず立ち会わなければならない。

ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度請負者に対し、見本検査、写真撮影その他の方法を指示し、その的確な施工を確認しなければならない。

(1) 材料の調合を要する工事

(2) 水中又は地下に埋設する工事

(3) 完成後、外面から確認することのできない工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンクリート打ち等特に重要な工事

2 請負者が、前項各号に規定する工事について立会いを受けず、又はその他の方法による確認の指示を受けずに工事を施工したと認められるときは、監督員は、工事担当課長の指示のもとに、破壊して確認することができる。

（材料の検査等）

第11条 監督員は、検査が必要な材料の搬入があったときは、使用前にその品質、数量等を検査し、合格した材料については、仕分けその他の方法により検査未済又は不合格の材料と明らかに区分しておかななければならない。

2 監督員は、不合格となった材料は、期間を指定して工事現場から搬出させなければならない。

3 使用数量がごく少量である材料と監督員が認めた場合は、見本又は資料の提出等を省略することができる。

（設計図書及び仕様書と現場状況との不一致）

第12条 請負者が契約約款第19条第1項に該当する事実を発見し、その旨の通知及び確認の請求をしようとする場合は、条件変更確認請求通知（工事打合簿）を提出させるものとする。

2 監督員は、前項の確認を請求されたとき、直ちに調査を行い、調査の結果を条件変更確認通知（工事打合簿）にとりまとめ、請負者に通知するものとする。

（工事の変更等）

第13条 監督員は、工事を一時中止又は打ち切る必要があると認めるときは、速やかに理由を付して工事担当課長に報告し、その指示を受け、その結果を契約担当課長に報告しなければならない。

（緊急措置）

第14条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急に請負者に対し臨機の措置を採らせる必要があるときは、速やかに請負者に対し適切な指示を与えるとともに、工事担当課長にその旨報告しなければならない。

2 監督員は、請負者が特に急迫な事情があるため独断で採った措置について請負者から通知を受けたときは、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。

（現場代理人等に対する交代）

第 15 条 監督員は、現場代理人、主任技術者、労務者等について、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められる者があるときは、工事担当課長に報告して指示を受け、請負者に対し理由を明示してその交代を求めることができる。

(工期の延期)

第 16 条 監督員は、一宮市契約規則(昭和 50 年一宮市規則第 16 号)第 14 条の規定により、請負者から工期延長請求書の提出があったときは、内容を審査のうえ意見を付して工事担当課長に報告し、これを契約担当課長に送付しなければならない。

(工事の未着手等)

第 17 条 監督員は、請負者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査し、工事担当課長及び契約担当課長に報告して処理するものとする。

(工事目的物の損害等)

第 18 条 監督員は、工事目的物の引渡しを受ける前に工事目的物若しくは工事材料に損害があったとき、その他工事の施工に関し損害を生じたとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(部分払い)

第 19 条 監督員は、契約約款第 38 条の規定に基づき、請負者から部分払いの請求のため出来形検査請求書の提出があったときは、調査のうえ、工事担当課長に報告し、第 21 条により検査の依頼をしなければならない。

(監督指示票)

第 20 条 監督員は、契約約款第 10 条 4 項の規定に基づき請負者に対し工事施工上の重要な指示を与えるときは、工事打合簿(県施工関係様式)、または監督指示票(様式第 3 号)によって行わなければならない。

(検査の依頼)

第 21 条 監督員は、それぞれの工事ごとに書類を整理し、検査要領第 4 条各号に定める検査が必要になったときは、速やかに検査員にこれを送付し検査の依頼をするものとする。ただし、検査要領第 3 条第 3 号で規定する軽微工事については、監督員が特に指示した場合を除き、設計図書、工事写真、施工体制台帳及び施工体系図以外の書類は、省略することができる。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(補職名の変更に伴い第3条第2項の主査を課長補佐に改正)

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

年 月 日

様

一宮市水道事業等管理者

印

監督員指定通知書

下記のとおり監督員を指定したので通知します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
請負代金額	
専任監督員	職 氏名
主任監督員	職 氏名
各監督員の 権限の内容	

第 回 設 計 変 更 協 議 伺 書

	管 理 者	部 長	次 長	課 長	専任課長	課長補佐	主 査	担 当
起 案	年 月 日			起案者職氏名				
下記理由により設計変更について協議してよろしいか。								
工事番号			工事名					
設計変更理由	該 当 項 目		内 容					
当初請負代金額 (A)			円					
	概算増減額		累積増減額 (B)		当初請負代金額(B/A) に対する比率			
第1回	円		円		%			
第2回	円		円		%			
第3回	円		円		%			
協 議 事 項 別紙設計変更協議書 (案) のとおり。								
注) 該当項目の欄には設計変更事務取扱要領 第3「設計変更理由」の該当項目を記入すること。(例 (1) -イ)								

第 回 設 計 変 更 協 議 書

請 負 者		課 名	
現 場 代 理 人		監 督 員	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		工 期	年 月 日～ 年 月 日

協 議 事 項 (必要な場合は別紙又は図面を添付する。)

変更工期	第 1 回	第 2 回
------	-------	-------

工事施行について協議事項のとおり協議します。

年 月 日

住所
請 負 者
氏名 様

一宮市水道事業等管理者

印

第 回 設 計 変 更 協 議 書

請 負 者		課 名	
現 場 代 理 人		監 督 員	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
協 議 事 項 (必要な場合は別紙又は図面を添付する。)			
変更工期	第 1 回	第 2 回	
工事施行について協議事項のとおり承諾します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 一宮市水道事業等管理者 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</div> 請 負 者 氏名 (名称及び代表者氏名)			

監督指示票

年 月 日

請負者		受領者	
工事番号	第 号	監督員	
工事名			
工事場所			
指示又は打合せ事項			